

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も、 すべての人が安心して暮らし、 地域でともに支え合う共生社会の実現

本市では、これまで「第2次函館市障がい者基本計画」の基本理念をもとに、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」に取り組んできました。

障がいのある人が自らの決定に基づき、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、「障がいのある人もない人も、誰もが多様性を尊重し、お互いに支え合う共生社会の実現」を目指します。

2 基本方針

I 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域で、安心して暮らすため一人ひとりの障がいの特性などに応じた生活支援を行い、障がいのある人やその家族などのニーズに対する相談体制等の充実を図ります。

II 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、支援体制の充実に努めます。

III バリアフリー社会の実現

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進し、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

3 施策体系

基本理念	基本方針	基本目標	推進施策
障がいのある人もない人も、 すべての人が安心して暮らし、 地域とともに支え合う共生社会の実現	地域生活の支援体制の充実	1 生活支援サービスの充実	・相談支援体制の充実 ・意思決定支援の推進 ・人材の育成・確保 ・サービスの質の向上
		2 保健・医療の充実	・保健・医療施策の推進 ・障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ・精神保健、難病対策
	自立と社会参加の促進	3 障がい児支援の充実	・障がい児療育の充実 ・就学後の支援体制の充実
		4 雇用・就労の促進	・一般就労の推進 ・就労機会の確保 ・福祉的就労の底上げ
		5 社会参加の推進	・社会参加の機会促進 ・文化芸術活動、スポーツの振興
	バリアフリー社会の実現	6 差別の解消，権利擁護の推進	・障がいを理由とする差別の解消 ・権利擁護の推進と虐待防止 ・成年後見制度等の充実 ・理解の促進
		7 生活環境の整備	・住まい・まちづくりの推進 ・移動・交通対策の推進 ・防災・防犯対策の推進
		8 情報・コミュニケーション支援の推進	・情報アクセシビリティの向上 ・意思疎通支援の充実 ・ICTを活用した環境の推進 ・言語としての手話の理解促進

第4章 施策の展開

基本目標1 生活支援サービスの充実

【現状・課題】

アンケート調査では、障がいのある人の相談相手については、家族や友人が多く、福祉事務所、相談支援事業所および福祉拠点などへ相談する方は全体の1割程度になっています。

また、相談先がわからないや職員の資質の向上などの意見があります。今後の地域での生活意向については、75.4%が将来在宅での生活を希望しています。このため、障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で生活を送るため、一人ひとりのニーズに寄り添った福祉サービスの提供や相談および支援体制の充実が必要です。

1 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターが実施する相談支援事業所の研修を充実させるなどにより、人材育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組みます。

計画相談を利用し、適切な障害福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。

2 意思決定支援の推進

障害福祉サービス事業者等における意思決定支援が適切に進められるよう、支援にあたっての課題の把握を行うとともに、「意思決定支援ガイドライン」の周知や支援体制の整備等の助言・指導に努めます。

3 人材の育成・確保

相談機関職員の知識・能力向上を図るため、各種研修への受講促進、自立支援協議会での個別ケース検討や情報共有などにより、対応力の向上を図ります。

また、就労支援セミナーや職場体験会の実施のほか、奨励金の支給や研修受講料の一部を助成し、人材の確保・定着を図ります。

4 サービスの質の向上

障がいのある人や家族が安心してサービスを利用できるように、障害福祉サービス事業所に対する研修や助言・指導などを行い、職員の質の向上を図ります。

主な取組	概要
基幹相談支援センターの設置	障がいのある方や家族が地域で安心して暮らせるように、総合的な相談や情報提供を行う地域の中心的な相談窓口を設置します。
地域生活支援拠点の整備	相談、緊急時の受け入れ、体験の機会、専門的人材の確保、地域の体制づくりを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」を、「面的整備型」で整備します。
ろうあ相談員の設置	福祉事務所にろうあ相談員を設置します。
障害者相談員の設置	身体障がい者および知的障がい者またはその保護者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行います。
地域包括支援センター (福祉拠点)	高齢者介護や認知症の相談に加え、ひきこもり、生活困窮、障がい、ヤングケアラー、どこに相談してよいかわからない生活の悩みなど、幅広い世代の相談に対応します。
函館市介護人材等地域定着奨励金	障害福祉サービス事業所に初めて介護職員等として就労した方に奨励金を支給します。
介護職員等資格取得支援事業	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の受講料等の一部を補助します。

基本目標２ 保健・医療の充実

【現状・課題】

アンケート調査では、服薬管理を含めた医療的ケアが必要な人は、全体の21.6%となっており、現在受けている医療的ケアについては、家族や介助者等の服薬管理やストマが多くなっています。

また、自由意見では、医療費の負担の軽減について求められています。このため、各種健診や相談などを実施し、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の充実を図るとともに、障がいを軽減するリハビリテーションや治療の充実が必要です。

また、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）のある人や難病患者の地域生活の充実のため、適正な保健・医療の提供など、関係機関の連携による相談および支援体制の整備が必要です。

1 保健・医療施策の推進

妊産婦健診、乳幼児および児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施ならびに周産期医療、小児医療体制の充実とその活用により疾病や障がい等の早期発見・早期治療および早期療育へとつなげていきます。また、医療を必要とする障がいのある人などが、安心して適切な医療を受けることができるよう、各種医療費の助成に努めるとともに、障がいの軽減などのために必要な自立支援医療費の支給を行います。

2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

生活習慣病の予防と健康の増進を図るとともに、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

3 精神保健，難病対策

精神障がいのある人の社会復帰のための施策の充実や発達障がいや高次脳機能障がいのある人が適切な支援が受けられるよう相談支援体制の整備に努めます。

また、難病患者が安心して地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら、訪問相談等の支援の充実を図り、様々なニーズに対応した障害福祉サービスの提供に努めます。

主な取組	概要
精神障害者福祉ホーム	精神障がい者に、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成します。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場などを活用し、課題の整理を行います。

基本目標3 障がい児支援の充実

【現状・課題】

アンケート調査では、発達特性についての相談先がわからないことや受診までの待機期間が長いなどの意見があります。

このため、診療体制の構築などの課題や医療的ケアを必要とする子どもや家族への支援の充実など心身の発達の段階や年齢に応じた支援を一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ることが必要です。

1 障がい児療育の充実

児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の強化や地域における障がい児の発達支援の入口としての相談機能の充実を図ります。

障がいのある子どもや、慢性的な疾病を抱える子どもへの個々のニーズに応じた支援の充実のため、相談、療育、教育などの関係機関との連携を図るなど、早期療育支援体制の充実に努めます。

2 就学後の支援体制の充実

障がいのある児童生徒が、放課後や夏休みなどに放課後等デイサービス等の適切な療育支援を受けられるよう支援の質の確保を図るとともに、関係機関で情報や課題を共有、連携することで、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

主な取組	概要
ぱーそなるすけっちの配布	発達障がいの理解と支援に関する説明や相談窓口を紹介した冊子を配布します。
子ども発達支援事業	専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設職員や家族等を対象に、障がいの早期発見・早期療育のための助言等の支援を行います。
軽度中等度難聴児補聴器購入等助成	軽度・中等度の難聴がある児童の補聴器購入費用の一部を助成します。
児童発達支援センター利用者負担（食費）軽減助成	児童発達支援センターを利用する児童の保護者に対して、施設が請求する児童の食費の一部を助成します。
教育相談・指導体制の整備	南北海道教育センター教育相談，就学相談，就学指導を実施します。

基本目標4 雇用・就労の促進

【現状・課題】

アンケート調査では、仕事をしている人は、23.3%となっており、就労継続支援事業所などに通っている人は、13.5%で福祉的就労となっています。

就労継続支援A型事業所や就労定着支援事業所が近年減少しており、アンケート調査でも希望する就労継続支援事業所に通所したいなどの意見があります。

就労継続支援B型事業所については、今後、事業者数が過剰となる可能性があることから、総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質の確保を図ることが必要です。

1 一般就労の推進

雇用施策と福祉施策が連携した支援を行い、就労の機会の拡大および社会参加の推進を図ります。

また、市職員への障がいのある人の雇用について、引き続き推進を図ります。

2 就労機会の確保

障がいのある人の能力や特性に応じた就労の機会を確保するため、ハローワーク等の就労支援機関と連携を図り、雇用の促進を図ります。

3 福祉的就労の底上げ

障害者就労支援施設等から提供する物品や役務を優先的に調達するとともに、障害者就労支援施設等で製作した授産製品等の販路拡大に繋げていきます。

主な取組	概要
重度障がい者等就労支援特別事業	重度障がい者が、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供します。
障がい者就労施設等からの物品等の調達	障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ります。
障がい者雇用促進セミナー	障がい者の雇用の受け皿を増やし、雇用促進を図るため、企業向けセミナーを開催します。

基本目標5 社会参加の推進

【現状・課題】

アンケート調査では、平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が30.0%で最も高くなっています。

障がいのある人が、地域の一員として、生きがいを持ち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動の参加機会の拡大などの取り組みが必要です。

1 社会参加への機会促進

障がいのある人が、地域において、生きがいを持ち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、社会参加活動などに参加する機会の充実に努めます。

2 文化芸術活動、スポーツの振興

障がいのある人の芸術、文化行事に参加する機会を拡充するほか、障がいのある人のアート展の開催や文化活動の教室の開催など、関係機関と連携し、障がいのある人の文化活動や創作活動などの促進に努めます。

また、スポーツ、レクリエーションの指導者の育成を支援するほか、障がいのある人のスポーツ教室やレクリエーション行事の充実を図ります。

主な取組	概要
公の施設の使用料免除	障がいのある人が個人で対象施設を利用する場合、使用料を無料とします。
身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金	団体が主催する全道、全国大会等に参加する障がい者等へ補助します。
障がい者スポーツ教室開催事業	障がいのある人を対象に、それぞれの障がい種別の特性に合わせた内容のスポーツ教室を開催します。
精神保健ふれあい交流事業	精神障がい者の社会復帰対策として、ふれあい交流スポーツ大会、ボウリング大会等を開催します。
ボードレスアート展の開催	障がい者の理解促進を図るため、ボードレスアート展を開催します。

基本目標6 差別の解消，権利擁護の推進

【現状・課題】

アンケート結果では，障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人は，38.8%となっています。また，自由意見や団体ヒアリングでは，ヘルプマークを広めてほしいという意見が多数あります。

このため，障がいについての正しい理解を深め，障がいのあるなしに関わらずお互いの存在を尊重し，暮らしやすい地域づくりを推進することが必要です。

1 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け，市民および事業者への啓発を進めるとともに，職員に対しても，函館市職員対応指針に基づき，適切に対応するための研修を実施します。

また，障がいを理由とする差別に関する相談等について，障がい保健福祉課の窓口を周知するほか，事業所が実施する障害者差別解消法の研修会へ講師を派遣し，障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進します。

2 権利擁護の推進と虐待防止

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか，障がいのある人の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等の取組みを推進します。

3 成年後見制度等の充実

判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人が，安心して生活することができるよう，成年後見制度の普及・啓発に努めます。

成年後見制度の利用促進のため，ワンストップでの相談窓口となる函館市成年後見センターを設置し，市民後見・法人後見の支援を推進します。

4 障がい等の理解の促進

外見からわかりにくい内部障がいや難病などの障がいのある人にヘルプマークを配布し，周囲の人が配慮しやすい環境づくりを推進します。

また，ノーマリー教室や障がい者週間の記念行事などにより，障がいの理解の促進を図ります。

主な取組	概要
障害者差別解消法研修講師派遣	差別解消法についての研修会へ講師を派遣します。
ノーマライゼーション推進事業	ノーマリー教室，事業所訪問，障がい者週間記念行事，広報活動を実施します。
ヘルプマークやヘルプカードの普及	難病や内部障がいなど外見からわかりづらい障がいのある方にヘルプマークを配布します。
選挙における配慮	入場はがきは，投票日や投票所を音声で案内する音声コードを印刷したユニバーサルデザインとします。 また，点訳，音訳した選挙のお知らせを配布します。 投票所では，簡易スロープ設置による段差解消，車椅子，車椅子用記載台などを配備します。必要に応じて，拡大鏡，点字器などの貸し出しや投票支援カードやコミュニケーションボードを使用するなど，投票しやすい環境に努めます。

ヘルプマークについて

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、着用することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。

●配付場所

市役所 障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課
市立函館保健所 保健予防課

※窓口にお越しいただく際、障害者手帳などの提示は必要ありません。

※郵送での配付はしていません。

※ヘルプマークの趣旨に沿った、適正な利用をお願いします。



基本目標 7 生活環境の整備

【現状・課題】

アンケート調査では、外出する時に困ることについて、「公共交通機関が少ない」、「困ったときにどうすればいいのか心配」、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答がありました。

また、災害時における自力による避難の可否については、「できる」が39.5%、「できない」が31.1%、「わからない」が23.8%となっています。さらに、災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が48.2%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

このため、多くの人が災害の発生時に支援を必要とする状況にあることから、災害発生時の支援体制の整備が求められています。

1 住まい・まちづくりの推進

障がい者世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、行政機関等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行います。

すべての人にやさしいまちづくりのため、函館市福祉のまちづくり条例に基づき、既存建築物のバリアフリー整備のための改修費用の補助などの支援を行います。

2 移動・交通対策の推進

重度の障がいのある人の移動手段を確保するため、タクシー基本料金の助成などの支援に努めます。

3 防災・防犯対策の推進

災害時に、障がいのある人の心身の状況等に十分配慮した支援ができるよう、日常生活用具給付事業による災害情報の取得支援や福祉避難所の円滑な開設・運営、在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

また、災害時に自ら避難することが難しい障がいのある方の避難支援を行うため、避難先や避難経路、支援者、必要な支援内容などを定めた「個別避難計画」の作成を進めます。

障がいのある人の犯罪被害を未然に防止するため、地域や関係機関との連携を強化します。

主な取組	概要
障害者等外出支援事業	市電・市バスの乗車料金の全額または半額を助成します。
重度身体障害者等タクシー料金助成	重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。
補助犬の啓発	身体障害者補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）が公共施設や公共交通機関だけでなく，ホテルやレストランなどにおいても，原則受け入れが義務付けられていることを市民に正しく理解してもらうため，啓発を行います。
福祉避難所の運営	障がいのある人や高齢者など，一般の避難所での生活が困難な方のための，福祉避難所の整備を進めます。
日常生活用具（非常用電源）の支給	人工呼吸器等の身体機能の維持に必要な機器を使用している障がい児者へ非常用電源装置を支給します。
遠隔手話の実施	スマートフォンやタブレットで手話通訳を行います。
ノンステップバス，ユニバーサルデザインタクシーの導入	ノンステップバスの導入や身体障がい者のほか，高齢者や妊産婦等，様々な人が利用できる構造となったユニバーサルデザインタクシーの普及および活用の促進を図ります。

基本目標 8 情報・コミュニケーション支援の推進

【現状・課題】

アンケート調査では、スマートフォンやタブレット端末、パソコンの所有の有無については、「スマートフォンのみ」が38.0%で最も高い一方で、「いずれも持っていない」が30.8%となっています。いずれも持っていない方の情報入手方法については「インターネット情報が必要ないので入手しない」が32.2%で最も高く、次いで、「主に介助・支援している人が確認している」が31.3%、「入手できていない」が30.8%となっています。

このため、視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう障がいの特性に応じた配慮された情報提供手段の充実が必要です。

1 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が、円滑に情報を取得・利用できるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

2 意思疎通支援の充実

「函館市障がい者コミュニケーション条例」（令和8年7月1日施行）が施行され、障がいのある方が自らの特性に応じたコミュニケーション方法を選択し、利用する機会が確保されるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって取り組みます。障がいの特性およびコミュニケーション手段の周知、啓発を推進するとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員、代筆・代読支援員の派遣を行い、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

また、失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、事業実施に向けた検討を進めていきます。手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳、盲ろう者向け通訳介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の養成研修を実施し、安定的な人材確保を図ります。

3 情報通信技術（ICT）を活用した環境の推進

遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の活用により、意思疎通支援が受けられる体制の整備を検討するほか、ICT機器や支援アプリの活用に関する情報提供を充実させ、障がいのある人のデジタル活用を支援します。

4 言語としての手話の理解促進

「函館市手話言語条例」（令和8年7月1日施行）が施行され、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く市民・事業者へ普及啓発に努めます。

主な取組	概要
手話通訳者および要約筆記者派遣事業	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳介助員を派遣します。
代筆・代読支援員派遣事業	本人に代わって書類等の読み書きを行う者を派遣します。
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症により意思疎通が困難な方に意思疎通支援者を派遣します
点訳奉仕員等養成事業	点訳、朗読、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員、失語症者向け意思疎通支援者、手話・要約筆記指導者を養成します。
代筆・代読支援員養成事業	代筆・代読に必要な技術等の指導を行い、従事する支援員を養成します。
手話出前講座事業	市民への手話の普及・啓発を図ります
情報提供の充実	障がい福祉のしおり（音声コード付）、視覚障害者用福祉ガイドブック作成・配布します。
点字・音声による情報提供	視覚障がいのある方のために、広報・議会だよりの点字版・録音版を発行するなど市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。
函館市公式ホームページの管理運営	障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティの向上を図ります。
会議等における配慮	障がいのある方が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。